

す。

これは私が町が市が合併してこの方ずっと最初の質問から、対等合併したんであるから、本当に職員もリベラルに意見交換ができる部と部、いわば、どういうんですかね、ガバナンスいうんですかね、組織ですよ、組織づくり。組織機構をしっかりささんと、今のような形になるんです。

簡単な市民の問いかけに対してでも、何か今ごろは、電話をして、何々、こういうことになってるんですが、あそこへ行ってみてくださいという言うても、即座に返答ができませんのです。

ああそうですか。ありがとうございます。すぐ係を行かします。そういう答えが1番市民にとって大きなサービスなんです、ちょっとお待ちください、ほいで何々課ですか、何々にまわしますから、課長にお繋ぎしますから。

こんなことでは、市長が思っておる遠大なまちづくりはほど遠いものになりますから、もう一度、各部をあげた職員研修をよろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、15番 山本一也議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

2時40分まで休憩を行います。

（休憩 14時27分）

（再開 14時40分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

19番 胡子雅信議員。

○19番（胡子雅信君） 皆さん改めましてこんにちは。

19番議員、胡子雅信でございます。

通告に従いまして、2問の質問をいたします。

5月13日から4回に分けて、旧4町それぞれ1か所で議会改革委員会が委員会として報告会及び意見交換会を開催いたしました。

このような試みは江田島市議会としては初めてのことであり、参加された方々からも、ぜひ、このような場を今後も開いてほしいとのことでございました。

改めて開かれた議会の第一歩であることを認識しておりますとともに、襟を正して議会及び議員活動を進めていきたいと思っております。

意見交換会では、議会改革に対する御意見だけではなく、市に対する御意見も頂戴いたしました。

現在、議会改革特別委員会で整理しているところでございます。

さて、今回は、この意見交換会における市に対するものとして出てきました市民の皆様の声の中で、二つのテーマについて質問させていただきます。

まず（1）としまして、西能美航路再々編を含む海上交通への取り組みについてです。

西能美航路の寄港地である沖美、能美地区の皆さんにとっては、極めて深刻な問題である再々編でございます。

ことし4月26日に平成25年度第1回江田島市公共交通協議会が開催され、西能美航路の再々編の協議についてのスケジュールが示されたところであります。

民間と公営の異なる運航主体が混在しているという特殊事情に加え、経営状況が悪化しているため、海上分科会、公共交通協議会で協議を重ね、航路の存続に向けた再構築案について、今年度中に取りまとめるという方針でございます。

具体的には、6月には海上分科会で複数の素案を作成することになっており、7月には公共交通協議会で素案に対する課題・意見の集約、8月には各素案の乗降人員の推計分析、課題、意見の整理、そして9月には公共交通協議会の素案の中から方針を決定、10月から11月の期間で海上分科会において、方針に沿った再々編案の作成を行い、12月には公共交通協議会で再々編案を策定という流れになっております。

そこで、4点お伺いいたします。

まず、第1点としまして、6月中旬に海上分科会で複数案の策定となっておりますが、6月上旬までの進捗状況はどうでしょうか。

具体的に素案がまとまりつつあるのか、お伺いいたします。

第2点目としまして、西能美航路は市営と民営の2航路でございます。

当事者としての市の案は持っているのかどうか。また、つまり素案を提示する予定なのかということをお伺いいたします。

3点目としまして、西能美航路の再々編を官民6社、これで海上分科会というものを構成されておりますが、検討しているわけでございますけれども、江田島市全体としての海上交通体系についても、今後、同様に海上分科会、官民6社で協議していくことになるのか、お伺いいたします。

4点目として、海上交通については、江田島市公共交通協議会とは別に検討する組織の立ち上げが、私としては必要と思っておりますが、この点について、どうお考えなのか、お伺いいたします。

続きまして、(2)職員の居住についてでございます。

これについては、これまで議会等でも幾度となく議論されているところでありますが、このたびの意見交換会においても、市職員の市外からの通勤についての御意見がございました。

市民の声を要約いたしますと、まず一つに、財政が厳しいと言われている中、なぜ江田島市の税金から得ている給料で、住民税、固定資産税などを他市へ納めなければならないのか。

二つ目としましては、高い通勤手当を出す必要がないのではないか。

三つ目としましては、災害発生時に支障がないか。

つまり、進路予測ができる台風ならまだしも、突発的な災害、局地的なゲリラ豪雨や地震など、緊急時に対する防災の観点から、市外に職員が居住することに対してどうかと思うと。

このような市民の御意見に対して、委員会の方からはですね、これまで市からの答弁には、憲法上、江田島市の居住を強制することもできず、一方で、ふるさと納税、いわゆる寄附金ですけれども、されている職員もいると聞いているということをお話させて

いただいております。

そこで、職員の居住等について改めて整理のために、3点ほどお聞きいたします。

1点目としまして、憲法第22条第1項では何人も公共の福祉に反しない限り、居住・住居及び職業選択の自由を有する、と規定されております。

これがいわゆる居住移転の自由の根拠でございまして、職員に対して、居住制限ができないということになっております。

しかし、憲法22条第1項には、その条件としては、公共の福祉に反しない限りとございますが、この点について、市長はどうお考えなのか、お伺いいたします。

次に、2点目としまして、管理職ですね、課長級以上ですね、職員の方々の市内居住を定めることについてはどう考えていらっしゃるのか伺います。

災害対策時をかんがみるとですね、市民の生命財産を守るために、勤務地の近辺に居住することが求められると考えますが、いかがでございませうでしょうか。

3点目としまして、市内居住奨励をどのようにされているのかということでございます。

市が定住促進事業として、市外からIターン・Uターンを希望されている江田島市の魅力をされている方々にですね、江田島市の魅力をPRしている一方で、市職員が広島市や呉市などに転居していくという、不可思議な現象が起こっております。

もちろん、居住移転の自由と言われてみれば、それまでですが、市としまして、職員に対してどのように対応されているのか、お伺いします。

以上、大きく、2問について市の答弁を求めます。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） お答えいたします。

西能美航路再々編を含む海上交通への取り組みについての御質問にお答えします。

まず、6月上旬までの進捗状況についての御質問ですが、4月26日に今年度最初の公共交通協議会を開催し、西能美航路の現状と将来見通しについて議論していただきました。

その後、航路事業者と、再々編案の内容や収支見通しについて協議を重ねているところであり、6月3日には官民6社の担当者が集まって協議を行いました。

今月中には海上分科会を開催し、7月には再編に向けた複数案を公共交通協議会へお示しした上で、9月にはその中から方針を決定し、12月までに再々編案を取りまとめいただく予定としております。

次に、市の案はどうかとの御質問ですが、私としましては、これまでも答弁してきたとおり、公共交通協議会における議論を尊重する考えです。

再々編の方針としては、公設民営化、完全民営化、あるいは市営船の合理化などの案が考えられると思いますが、可能な限りサービス水準を維持しながらも、将来にわたって持続可能な案を検討していただきたいと考えています。

次に、江田島市全体の海上交通体系についても西能美航路同様に協議していくことになるかとの御質問ですが、6社による協議は、公共交通協議会に、専門的な調査・検討を行うための分科会として、航路事業者6社も参加した海上分科会を設置して行って

いるものです。

公共交通協議会は、市全体の公共交通について議論する場であり、このため、西能美航路以外の問題が生じた場合にも、同様に進めていくことになると考えております。

最後に、公共交通協議会と別に検討する組織の立ち上げが必要ではないかとの御質問ですが、公共交通協議会は、江田島市の公共交通の将来について議論していただく場として設置しているものです。

このため、利用者や住民の代表のほかにも、学識経験者や公共交通事業者、国や県の関係者にも委員として参加していただいております、専門的な立場からの意見もいただいております。

これまでも、西能美航路再々編も含めて、江田島市の公共交通の将来について、真剣な議論をしていただいていると考えており、別の検討組織を立ち上げる必要があるとは考えておりません。

次に、職員の居住等についてお答えいたします。

まず、憲法にあります「公共の福祉に反しない限り」をどう考えるかとの御質問ですが、例えば「刑事罰での拘禁」や「感染症での強制入院」など、法令に定められているもの以外は、居住・移転の自由を制限できないと考えております。

次に、管理職以上の市内居住を定めることについての御質問ですが、これは市内居住を義務化してはとのお考えと思いますが、管理職においても、居住・移転の自由を制限できないと考えております。

最後に、市内居住への奨励をどのようにしているかとの御質問ですが、市外居住の職員には、事あるごとに市内に住むようお願いしております。

また新規採用職員にも、面接のときに市内へ住むようお願いしております。

私自身も、このことについては市民の方々から御意見をいただいておりますが、職員の市内居住を強制することは憲法違反であり、今後も市内へ居住するよう、粘り強く働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 大きく分けて能美航路の再々編のことと職員の居住のことを質問しておりますが、まず初めに、西能美航路再々編等を含む海上交通の取り組みについて、再質問させていただきたいと思っております。

今市長の答弁の中で、まず第1点目の今の複数案の6月上旬までの進捗状況ということですが、こちらの方はまだ具体、6月の3日に、まずは、6社、市の企業局を含めて6社が担当者が集まって、まだ具体的なものが出てないということと承りました。

それで2点目のですね、市としての案はどうかということ、ちょっとすいません、確認というかですね、江田島市としてというかですね、最終的には公共交通協議会の方針決定に従うというのが市の方針ということなんですけども、いわゆるこの6社の中に江田島市の企業局も入っております。

すなわち、かつ西能美再々編においては、三高航路の江田島汽船と江田島市企業局というのはまさしく当事者なんです。

そういう意味では、江田島市企業局としてのやはり素案というものも出していかなくちゃいけないと思うんですけども、これを出す、この内容を明らかにしてほしいじゃなくて、この分科会において、当事者である市の企業局としての案は出されるのか、その点を教えてください。

○議長（上田 正君） 亀田企画振興課長。

○企画振興課長（亀田浩司君） 今、胡子議員の御質問ですけれども、先ほどの市長の答弁にもございましたが、考えられる再々編案の方向としましては、公設民営あるいは完全民営化、それからもう一つは市営船の合理化というようなことも考えられると思います。

こちらの市営船の合理化ということに関しましては、また企業局の方からいろいろ案を出していただいて、また海上分科会、あるいは公共交通協議会の方で、またさらに御議論をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） わかりました。

それでは今海上分科会でその素案、たたき台を出すということで、まず第1回の分科会が6月3日、先週でございますが、あとこの6月に何回ほど分科会を開催して、最終的には決めようと思っていच्छるのか教えてください。

○議長（上田 正君） 亀田企画振興課長。

○企画振興課長（亀田浩司君） お答えします。

6月3日の会合はですね、あくまでちょっとまだ担当者レベルの会議ということで、正式な海上分科会という位置づけではございません。

先ほど市長の答弁にもございましたが、今月中に正式な海上分科会のほうを開催するというので、6月3日に担当者も1回集まっておりますが、その前に、また、前回の話し合いではちょっと議論のほう煮詰まっておりますので、もう一度6社の方に集まっていたら、ある程度また案を詰めてですね、その上で、海上分科会の方また今月中にと思っておりますので、会議ということでは今月中に合わせて2回ほど予定しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 今のぶんで確認ですけど、6月3日を含めて2回ということ、あと2回ですね、わかりました。

一応この6月中に複数の素案をまとめるというか、出されるということで、もう既に今週で6月半分終わるんで、大体どういう状況なのかなというのが本当に気になってるところです。

もちろん新聞紙面上でも、いろいろ4月26日の協議会の例えば料金の面ですよ。今の航路29年度にトントンにするという条件であれば、料金を上げていきますよってという記事が出たもので、やはり西能美地区の方々、本当に戦々恐々としている部分がありますので、本当に速やかなる素案というものを、本当真剣にですね、たたき台を

つくっていただきたいなと思っております。

もちろん今、もう皆さん、こちらにいる議場の皆さんもご存じと思うんですけども、三高航路はこの6月16日にダイヤ改正行います。

いってみれば、その便数は変わりませんが、減速航行をすることによって、いわゆる燃費を、コストを削減すると。いわゆる2分間ちょっと長くなるんですよ。ゆっくり走るから燃費が、要は油をたく、が少ない1番いいポイントが多分2分延ばすということだと思うんですけども、以前もお聞きしたんですが、今の市の交通船においても、そういった減速航行というのは、もうこれ以上の今のダイヤの仕組みではもうそれ以上やっても効果がないということになっているのかどうか、そこをちょっと教えてください。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） 今、宇品・高田間22分、それと高田・中町間5分ぐらいでやっとなんですけど、一応1番最適燃費のところを走っております。

ただし、海上の労務なんかで減速なんかを起こしますので、多少ダイヤの乱れが起きてるんですけども、それぐらいで走ったほうが1番よい燃費ということで行っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） ここでですね、ちょっとこれは次の質問の職員ですね、居住についてともちょっと絡むんですけども、今ちなみにその交通協議会の事務局というのは、江田島市の企画振興課に置かれてて、事務局長が企画振興課長、事務局員は市の職員をもってということでございますが、果たしてここにですね、職員さん含めて何名いらっしゃるのかと。あとはそのうち市に在住されている職員さん、その数をお示しください。

○議長（上田 正君） 亀田企画振興課長。

○企画振興課長（亀田浩司君） 事務局の職員の構成ですが、事務局長は私のほうがやらせていただいております。

それで事務局の職員の方は、担当の者が陸上、海上それぞれ1名ずつおりますので、事務局員の方は2人ということになります。

それで、市内在住かどうかということに関しましては、申しわけないんですが私は市外の在住です。それから2人のうちの1名は市外の在住ということになっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） わかりました。

ちょっと今聞かしてもらったのはですね、やはりその海上交通はこの今の西能美島の航路だけじゃなくてですね、やはり江田島の方もやっぱり海上交通に頼らにやいけない地域であります。

そういった意味で、本当に住民の皆さんが悩んでいる困っているっていう部分は本当に理解して再々編をやっていただけるのかどうかというのが、すごく疑問に思うところ

ろなんです。

言ってみれば、数字だけで、これが一番最適だから、これにするっていうような素案づくりはやめていただきたいなど。

言ってみれば、市民の目線、視線に立った、航路の再編というものを加味していただきたいなどというところを、この点をちょっとお願いしておきたいなと思っております。

それとあとすいません。いわゆる、市長の答弁で私が今お話しさしてもらいましたその江田島市全体の、例えば能美じゃなくても、江田島のその海上交通においても、今後、公共交通協議会において海上分科会で協議されるということでございます。

今私思うんですが、公共交通協議会、これは今次の別組織でという話にも絡むんですけども、協議会のメンバーさん、やはり、教授の方もいらっしゃれば、国の機関、警察、あとは陸上交通、そして民間航路、あとは市の幹部職員もいらっしゃるんですが、やっぱりどうしても船の専門家っていうのが必要になってきます。

そういった意味で、私は今の協議会以外に船の航路に限っては、やはり別組織として作るべきだと思うんですけども、市長すいません、改めてもう一度海上をですね、要はその確かに自治会の方々の代表者もいるんですけども、やはりその船の専門家、その航路の運営の仕方、そういったものを熟知した人で、ある程度素案を作らないといけないと思っております。

というのは、例えば今事務局は企画振興課ですけども、そこへ果たして船の専門家いるのかどうかいうところなんですよね。

そういったところも含めて、市長のお考えをいただきたいんですけど。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 今の公共交通協議会とまた別組織をとということなんですけれども、我々の気持ちとしては、さまざまな階層からの学識経験者を含めたさまざまな利害の関係のある方を集まっていたいただいて、いわゆる最も客観的な意見を出してもらってという考えでしております。

専門的な知識を持った方をということになりますと、例えば市の中で、市が検討するときに、もう少し詳しい船のことがわかる人を、市の検討する中で、市の部内組織としてのときに、そういった方を入れたらどうかということであれば、それは我々含めて、市の職員というのは素人がほとんどで、企業局の職員は年中それをやっておりますが、ある程度船のことはわかりますけれども、他のものは、いわゆる素人ということで、部内の協議とか、そういう計画を立てる中での専門員、専門的な立場の人いう場合には、それは必要かもわからんと。

ただし、現在の協議会があるのに、更にもう少し専門的な方ばかり集めた協議会とか、そういった部類のものを立ち上げるというのは、二つ組織ができますので、混乱しますので、そういった意味でできないという答弁をしたということでございます。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） わかりました。

確かに二つの似たような組織があると難しい、逆に混乱を招くということは理解しました。

ただ、お願いしたいことは、海上分科会にはもちろん民間、官民のですね6社ありますけれども、その協議会の、その海上分科会にプラスそのどういうんですかね、オブザーバー的なところのですね、やはりそういった知識のある方は必要かと思います。

以前、平成23年の6月定例会で私が任期付職員のお話をさせていただきました。そして、明けて9月の定例会では条例化されました。まだその任期付職員を採用した実績はございません。

私も何度となく市長の方にも提案させてもらってんですが、本当に海上交通というのは、本当に我々の島、江田島市にとってはもう生命線です。

そういう意味では、やはりそういった任期3年でもですね、5年でもいいんで、そういった専門的な職員を、今のその協議会の事務局、職員としてですね、いわゆる市の職員として採用すべきではないかなと思います、例えば今の公設民営化も一つの手法とおっしゃいました。

そこで、やはりですね、そういったところの素人じゃなくて玄人を採用すべきと思うんですけども、そのタイミングがもう今しかないと思うんですが、市長いかがでしょうか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 非常に一見、確かに専門的な知識のある方が、例えば市のそういう海上部会へ市の職員として例えば事務局長で入るという方は、一見すればやっぱりそういうのが非常にいいような感じを受けますけども、逆に、これはどういうことかといいますと、市から給料出して、市の職員として雇うということになりますと、どうしても専門的な知識を駆使してですね、市の方へ物事が有利に有利になるようなことを誘導しかねないと。もちろん海運業者さんはそれぞれ専門ですから、生半可な知識じゃ、そりゃ言うとおりににはならんと思いますけれども、現在のさまざまな交通機関の状況を見ますと、最終的には、例えば自治体がですね、最終的にはいろんな場面でも大きな犠牲を払ってですね、税金を投入して物事をおさめとるというんですかね、例えば呉市でもバスを廃止した場合でも、非常に大量のお金をですね、広電へ投入したりとかいう。江田島市だけに限っても、バスでもそうですけど、船もそうですけども、最終的にはいろんなしわ寄せが、全部、実は公共、地方自治体へきとるわけです。

そういう現状みますと、そこへ専門的な人が仮に入ったとしても、最終的には、やっぱり、市がですね、相当の再編、例えば再編する場合でも、市が相当な犠牲を払わんとですね、物事が決着つかないということが想定されますんで、確かに、そういう専門的な知識を持った方が市の側におるということは、一見すれば、非常に有利なということもありますけれども、逆にそれがあだをして、民間企業とですね、摩擦を起こすということもありますので、そこらは慎重にですね、判断する、またいろんな状況を見てですね、判断したいというように思います。

御意見は確かにそういう御意見は、貴重な御意見だというように思いますけれども、もう少し判断させていただきたいと。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 今の市長のお話はよくっていか、やっぱりちょっとしつ



くりこないかなど。

やっぱりもう今既に公設民営化も視野に入れた再編ということです。

もちろん今の企画振興課というのは、かなり、江田島市全体のいろんなところの分野のですね、重要な案件を抱えている部署。

その中で、その職員の方々が、例えば公設民営化で今もう何年も前にやっている隠岐汽船ですよね。もともと民間だったものを、逆にその周辺の自治体が船を買い上げて、それを民間会社に、チャーターバックていうんですかね、それを貸して運営してるという。そういうふうな先進地事例というものを江田島市の職員さんがすぐ飛んで行ってヒアリングできるのか、もしくは国交省に行つてどうなのか、いうその飛んでまわっていかなくちゃいけないぐらい重要な案件で、これ今、市の1社以外の5社民間の企業もちろんお知恵はあると思うんですが、そこまでに機動的に走るだけの人員を確保しているかというところなんだと思うんですよ。

そういう意味ではですね、やっぱりそういう機動的に動ける、そういった人材っていうのがやっぱり早急に必要じゃないのかなと思うんで、そこは、その私が今申し上げたものをですね、一つ加味していただいて、企画振興課の中でも議論していただきたいなと思います。

それできょう午前中に登地議員の方から、その西能美航路の再編に絡めてのですね、やっぱり三高の地区の夜間便という話が出てきました。

江田島市の過去のこれまでの経緯としては、一度その社会実験ということで、三高・宇品のですね、夜間社会実験やっておりますが、今そのときの、どういうんでしょうか、実績というのは企業局としては把握されていますでしょうか。

もしわかりましたら、どういう状況で終わったというのをおさらいとして教えてくださいたいのですが。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） その当時の社会実験のデータですが、宇品・三高間、22時40分発が平均で11.3人、23時40分発9.1人であります。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） わかりました。

この実験もですね、あの確か半年ありましたですかね、3か月でしたですか。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） 7月から翌3月までです。7月から年度末までです。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） ということで、まずは三高・宇品、これも単発的にちょっと、7月から当時のやはりその三高地区の住民の方々の要望によって、7月から年度末まででいうことですから、7.8.9.10.11.12、9か月ぐらいやったということで、結局そこで一応集計、結論、そして検証されたと思うんですけども、それで終わってます。

それ以降もやはりその三高地区での住民の方々の御希望、要望というのもあると思われま。

もちろん、私も議会改革特別委員会の報告会においても、そういう御意見もありました。

そういう意味では、今この西能美航路の再々編にきらいというんですかね、そのタイミングで、やはりそこら辺の要望も加味した素案づくりというのも必要だと思いますけども、今その海上分科会でそういった話っていうのは出てますでしょうか。

○議長（上田 正君） 亀田企画振興課長。

○企画振興課長（亀田浩司君） 今議員から御指摘ありましたことについてはですね、そういったことはできないかというような話は、担当者の集まりのときでも話がありまして、話題にはなりました。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） そういう意味では、西能美航路再々編に向けて、三高・高田・中町という3つの港に関する航路の再々編でございますので、そういったいろいろな住民の御意見をアンケート取るなりしてですね、最終的には1番最良の体系をつくっていただきたいと思います。

以上で、再々編とか海上交通についての質問は、この程度にしたいと思います。

続いて、今度は職員さんのですね、居住のことについてです。

今、やはり憲法22条第1項、こちらのことによって、居住の自由の保障されているということなんですけども、いろいろですね、調べてみましても、その憲法において、居住の自由というのは、今市長が答弁されたところ以外の論点というのはですね、全くなされていないのが実態で、逆に職業選択の自由とか、例えば、昔は薬局はこの100メートル以内につくっちゃいけませんというか、そういう状況の、いわゆる経済のいわゆる自由ということが議論されたんが、いわゆる憲法の22条なんです。

私思うんですけども、これちょっと各自治体のですね、職員さんの、いわゆる服務規程というのがあります。

これ江田島市も江田島市職員の服務規程というのはございますですね総務部長。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） はい、服務規程はございます。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） そこでですね、いろいろ各自治体のをちょっと調べてみたんですよ。

例えば、この近くでいくと岡山県の総社市ですね。総社市の職員服務規程、これ市内住居という項目があって、第13条なんですけど、職員は市内に居住することを要する。ただし、やむを得ない理由により、市外居住について、市長の許可を得たものはこの限りではない。

また、山口県の周南市の職員服務規程にはですね、第8条として、職員は市内に居住するものとする。ただし、特に許可を得た場合は、この限りではないとされてます。

また、関東の方で桐生市というのが、これ群馬県だと思うんですけども、こちらでは、第25条として、職員は市内に居住しなければならない。ただし、市外居住許可申請書を提出して許可を受けたときは、この限りではない。

このように規定しているんですよ、これはですね。言ってみれば、これは義務規定とっていいと思います。これはあくまでもこれ憲法違反じゃないんですよ。要は、許可がある限りにはオーケー、許可があればいいですよということなんですけども、この点今まで江田島市としましてね、いわゆる居住の奨励とかいう話もさせてもらいましたが、こういうことは、議論とか検討されたものってございますでしょうか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 一応ですね、今のうちのスタンスからすればですね、憲法に明記された部分の中での解釈にしていますので、そういった議論はしたことはございません。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 今回ちょっと私がこれ申し上げたのは、やはり私もいろいろ調べていく中で、やっぱり憲法22条の居住の自由ということで、どうしてもその各自治体そうなんです。

ところが、やはり住んでいる市民の方からすると、やはり納得いかないと、何で市の税金から給料をもらって、江田島市以外の市に税金を落とさなくちゃいけないのか。

以前は平成22年6月の定例会で、大石議員が同じような質問されました。

そのときに、市の職員、市外に住んでいる職員が50名程度いらっしやると。

で、かつその年間の江田島市以外に納める住民税が幾らかという、年間1,000万という数字いただいていますね。

今現在その数字がどうなのかということと、午前中登地議員が質問されようとしてた、今江田島市の職員の方で、市外にお住まいの幹部、課長級以上と職員の数をお示ししていただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 峰崎総務課長。

○総務課長（峰崎竜昌君） 現在、市外から通勤しておる職員の数は51名となっております。で、市外からの通勤幹部職員の数は現在5名となっております。

市外からの通勤者が納めている住民税の額が、合計で約1,260万円となっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 今本当にこの数字というのは、平成22年の当時が1,000万、今お聞きすると1,260万、この数字ってのは、市民の皆様からすると、かなりちょっと驚く数字なんかだと。

合併して以来、財政厳しい厳しいという中で、住民サービスのカット、もちろん市の職員さんも市自体も、厳しい道のりで市の運営されておりますが、やはりこういった市の職員さんの市外からの通勤っていうのは、非常に、どういうんですかね、気持ち、感情的、感情論で言っちゃいけないと思うんですけども、感覚的にちょっとどうなのか

など。

また、その今田中市長が協働のまちづくりということで、いろいろ市民の皆さんにまちづくりに対して協力をお願いしているということです。

ということは、江田島市長が市民の皆さんにまちづくりをお願いしますということは、いってみれば、そこで市長のもとに働いている職員自身も、やはり、まちづくりに積極的にやんなくちゃいけないということなんですよ。

ところが、やはり市民の皆さんからすると、市に住んでない方が、本当に積極的にまちづくりに真剣に取り組んでくれてるのかっていうところが出てくるんです。

そういった意味で、例えば総務部長、この件に関してですね、市の職員さん、何度となく市の職員には伝えているものだと思うんですけども、改めてこの私が申し上げることについてどう思われますでしょうか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 例えば、先ほど服務規程を設ければ、市内へ住まうことができるんじゃないかというお話ですが、上位の憲法との関連がありますから、それは私はどちらが上位になるかわかりませんが、仮に、そういうことができ、市内へ住む義務が発生したとしたときにですね、実は、私がこの問題が出るたびに、いつもお話するのが、逆に江田島市内から市外へ、広島市、呉市、それから海田の方へ、江田島市内から勤めに行き逆に向こうから金を持ってるのが、調べましたら43名おりました。うちから出て行くのは51名です。8名ほど差はあるんですけど、ほぼ似たような数の人数が、江田島市内から広島市の方へ、広島市役所へ勤めたりしております。

ですから、お互いに、これ差し引くをして、仮に服務規程、全自治体が服務規程をつくったときには、何にもならん話には私はなると思っています。

もう一つ心配なのは、民間企業、江田島市内から民間企業、広島市内の民間企業勤めておりますけれども、以前からどなたか話されたと思っておりますけれども、通勤費がかかるから江田島市内の人間は採用しにくいとかいう話がありますが、そういったことが皆関連してきます。

ですから私は、仮にそういう服務規程を設けて、市内へ強制的に住まうことができたとしても、そのことはやっぱり問題があるんじゃないかと。

憲法で保障されとる職業選択の自由、住居のどこへ住んでもいい自由というのが制限されるんじゃないかと思っております。

ただし、議員さんが言われるように、協働のまちづくりを進める中で、職員が市外に住んどうることについて、江田島市民と一体感とか、そういったものがなかなか醸成されない。

緊急な災害の時には、当然、もし仮に来られるとしても現場へ来られるとしても、市内へ住んどうると市外へ住んどうるとは時間差が必ず出ます。

そういった面で問題じゃないかということは、それは言われるとおりで、その点については、我々も何とか市内住んでくれという要望しとるわけなんですけども、そういう市民との一体感とか、ボランティア、市内ではさまざまなボランティアがあります。

今、ちょうど梅雨で町内一斉清掃なんかありますけれども、うちの職員の中にも、

家がですね、江田島市内多分持つとる職員がおると思います。

隣近所の方は、その職員の家の前も掃除してくれとるはずなんですよ。

ですから、そういった面で、江田島市民との、そういう一体感という面では間違いなしに醸成されないと。

できれば、一斉清掃があれば、親に家があれば、自分の家があれば、来て、日曜だけ一斉掃除の時だけでも来てもらったり、地区のなんかがある時には来てもらって、そのときだけでも一緒に江田島市民の方と色々な協働で何かしてもらいたいという思いが、強い思いがあります。

ただし、制限できないいうんですかね、強制できないという難しい問題がありますので、そういったハンデがあることについては、素直にやはり認めるべきじゃないかというように感じております。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 今ですね、服務規程なんですけども、これはもちろん日本国憲法が日本国の最高法規なんで、これを違反するような条例とか規約は無効なんですよ。ただ、市長、僕も今先ほど申しあげたようにですね、服務規程には、いってみれば、これはある程度逃げをつくっているんですよ。

まずは、市の職員は市に住まなくてはいけないといういけないうてなってしまうて、ただし、市長の許可があれば住めますよっていう、いわばこれは憲法違反じゃないんですよ。

そういう意味では、そういったものを一つ盛り込むことによって、職員の皆さんへ、そういうそのどういうんですかね、クサビとは言いませんけども、もちろん今住んでいる職員の方々に、それがあからもう帰ってきなさいっていうわけじゃないんですよ。

新たに採用されて、新たにもし仮にその結婚とか何とかでされてね、出る場合の一つのやっぱり市長に対してですね、許可を願うということは相当覚悟がいつてもものを書かなくっちゃいけないというところが出てくると思うんですよ。

その部分でやはり、そういったですね、規程を私は盛り込んでほしいと思っております。

また、市の職員の方々でもですね、例えば結婚されて配偶者の方の一方が、どうしても広島に勤めているから広島に住まざるを得ないから広島へ住んでいますっていう方もいますし、子どもの教育とか病院のことを言っらっしゃる御意見のある方、職員もいると思うんですよ。

じゃあ逆にですよ、江田島市の子育て世代の方々が住んでる、でも、ここにいるっていうことは、そこでも、要は言ってみれば、それが理由にならないということになるんですよ。

そういったところもあるんで、やっぱり市民の皆さんには、そういう、何で島外に住んでいるのかっていう不満につながるのかなというところになってくると思います。

それとあとは、市内に職場がないから、わざわざ高い交通費を払って、広島とか呉に働いている方がいらっしゃるわけじゃないですか。

市の職員さんっていうのは、江田島市に職があるんですよ。

それをなぜわざわざ運賃かけて島に働きに来るのかと、そこもあるんで、そこは今先ほど市長さんがおっしゃったね、海田とか広島市とかそういうのもあるけえ、なかなか鎖国はできないんだといっても、いわゆる向こうは豊かな財政、豊かといえるかどうかわかりませんが、財政的にはまだ豊かなんですよ、江田島市人口要件も含めてあれですよ。

そういう意味では、江田島市がそうするから、じゃ広島市もするわいというケンカをするようなことはないと思うんで、やはりこの規程というのですね、考えていただきたいと思います。

それと、今の職員さん全体じゃなくて、私のそもそも幹部の職員さんはやはり住むべきじゃないのかな。

これは平成22年6月定例会で、大石議員が質問されてですね、そのときには全庁的に要は防災に対しては体系を組んでいますから御心配なくというふうな内容のお話でした。

ただ、思うんですけども、防災体制の中で、どうしても部長とか課長というのは、いわゆるそのどういうたらいいんですかね、指揮命令系統における重要なセクションの人なんです。その方の、要は、指揮命令がないと、下の職員がどう動いていいかわからないようなところも出てくると思います。

特に台風事情になると、この22年6月の定例会の時に市長もそのね、おっしゃってました。台風の時に風速25メートルになると音戸大橋や早瀬も通れなくなると。で、船もいけないと。やっぱりどうしても来る職員の来るタイミングがおくれてしまう。でも、全庁的に何とか防災体制を取り組みますという話になるんです。

ただ今は、その当時に比べてやはり職員の数もどんどん減ってきております。

そういう意味では、仮にその江田島市以外に住んでいらっしゃる幹部職員がいたとしても、単身赴任でもいいから、やはり島内に住むべきだと思うんですよ。

例えば、この島内に江田島市の中にですね、郵便局があると思うんですが、局長さんでも広島に家を持ちながら江田島市に住んでる局長もいらっしゃいます。

その部分で、いかがでしょうか。

今総務部長、防災という意味で、やはり幹部職員は単身赴任であっても、やはり島内へ住むべきだなと思うんですけども、いかがでしょうか。

これは、いわゆる憲法の保障の問題じゃなくて公共の福祉ですよ。いうてみれば、市の市民の安全安心を守るためには、市の職員さんは仕事の責務がある。そのためには公共の福祉ですよ。

そうしたら、別に憲法の違反にはならないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議員さんの今おっしゃることはよくわかります。

しかし、今いろいろ実態として、市外に住んどられる職員はですね、いろんな理由がございます。

その中でですね、幹部職員だけこちらの市内単身赴任でもということもあるんですが、それが理想です。

しかし、いろんな理由がございますので、そこらの部分を、職員全体の中で補完していくような今の組織体制で組まさせていただきますので、そこらの部分は御理解いただければと思います。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 今回はですね、この居住の自由については、もちろん防災については、次に吉野議員がいろいろそういう多角的なところで質問されるんで、この程度にしましてね、私は今回やっぱり居住の自由で質問してもらったのは、今、市民の皆さんとの意見交換会の中でそういう声が大きかったということと、あとは、それ以外の自治体においては、服務規程において、市内に住むことと。ただし、市長の許可があれば、その限りではないという、そういう規程もありますよと。

江田島市の職務規程には、そういったものはありませんと。

それをもう一度ちょっとしっかり議論して、庁内ですね、江田島市役所の中で議論して、江田島市をよくするために、しっかり頑張っていただきたいと思っていることで質問させていただきました。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、19番 胡子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

3時40分まで休憩いたします。

（休憩 15時30分）

（再開 15時41分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

続いて、一般質問に入ります。

4番 吉野伸康議員。

○4番（吉野伸康君） 本日の最後の質問者でございます。

皆さん、大変お疲れのことと思いますが、最後よろしくお願ひいたします。

通告に従いまして、一般質問を行います。

防災対策について。

災害はいつ来るかわかりません。

ご存じのとおり、一昨年我が国は、東日本大震災により甚大な被害を受けました。

震災から2年3か月経過した上でも、傷跡は癒えていません。

現在では、南海トラフ巨大地震の被害想定がたびたび新聞、テレビ等で放送されています。

これから、6月、7月にかけての大雨、また、8月、9月にかけては台風、ゲリラ豪雨などの被害が起りやすいシーズンに入っています。

そこで防災対策についてお伺ひいたします。

2番目といたしまして、インフラ対策について。

昨年12月、関越自動車道の笹子トンネル事故、また、広島市で相次ぐコンクリート片の落下事故、江田島町では切串のトンネル事故がありました。

江田島市の地形は急しゅんで平地が少ない。